

郡山市電子入札参加者心得

(令和5年10月1日適用)

(目的)

第1条 郡山市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う工事、測量並びに工事の設計及び工事に関する調査（以下「委託」という。）又は製造の請負契約に係る競争による入札（以下「電子入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(電子入札システムへの利用者登録)

第2条 入札参加者（郡山市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成10年2月12日制定）第2条に定める特定建設工事共同企業体を除く。）は、郡山市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成13年4月24日制定）第4条に定める有資格業者名簿に登録された者でなければならない。

2 入札参加者は、電子入札に使用できるICカードを取得し、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。ICカードの更新、追加等を行った場合も同様とする。

3 入札参加者が電子入札において使用することができるICカードは、入札参加者（特定建設工事共同企業体にあつては、当該共同企業体を代表する構成員）の代表者、又は当該代表者から、郡山市入札参加資格審査申請時に入札に関する一切の権限について委任を受けた者のICカードでなければならない。

(電子入札システム利用の原則)

第3条 電子入札においては、郡山市建設工事等電子入札実施要領（平成27年3月17日制定。以下「実施要領」という。）第7条第1項各号に該当する場合を除き、電子入札システムを使用して入札手続を行うものとする。ただし、電子入札システムを使用することができない郡山市事後審査型制限付一般競争入札に関する実施要領（平成19年4月23日制定）第5条に規定する入札参加申請書は除くものとする。

2 電子入札においては、入札参加者に対する入札手続に関連する入札参加資格確認通知等の各種通知は、原則として電子入札システムを利用して行うものとする。

(入札保証金)

第4条 入札保証金の納付等については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）の定めるところによる。

2 落札者又は落札予定者が契約を締結しないときは、入札保証金の納付のあった場合には、その入札保証金は郡山市に帰属し、入札保証金の納付が免除されていた場合には、納付しないこととした入札保証金と同額の金額を郡山市に納めなければならない。

(入札等)

第5条 入札参加者は、公告、指名通知書、金額抜き設計図書及び仕様書並びに入札条件及び契約方法を熟知の上入札しなければならない。

2 入札参加者は、電子入札システムにより、公告又は指名通知書で示す入札期間において入札書又は辞退届を提出しなければならない。

3 入札書には、入札金額、くじ入力番号等必要な事項を全て入力しなければならない。

4 提出された入札書及び工事費内訳書又は委託費内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）の変更又は取消しは認めないものとする。

5 実施要領第7条第1項各号のいずれかに該当する場合は、書面による入札書又は辞退届の提出（以下「紙入札等」という。）ができるものとする。

6 紙入札等の承認を受けた入札参加者は、実施要領第17条に基づき入札書及び関係書類を財務部契約検査課工事契約係へ持参の上、提出しなければならない。

(工事費内訳書等)

第6条 入札参加者は、工事費内訳書等の提出が必要な入札の場合においては、入札書と併せて電子入札システムに工事費内訳書等を記録するものとする。ただし、紙入札等の承認を受けた入札参加者は、財務部契約検査課工事契約係へ持参の上、入札書と併せて提出するものとする。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札書を提出した以降は、辞退届を提出することができない。ただし、入札参加者からの申し出により市長がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

2 入札期限までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は、入札を辞退したものとみなす。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第8条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(電子入札の延期又は中止)

第9条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札又は開札を延期し、若しくは中止することがある。

2 次の各号に定める電子入札システムの障害等により入札又は開札ができない場合は、原因を調査、確認し、復旧までに相当の時間を要すると判断されるときは、入札又は開札を延期又は中止することができる。

(1) 自然災害

(2) 広域又は地域的停電

(3) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等

(4) 前3号に掲げるもののほか入札又は開札の延期又は中止が妥当であると認められる障害

(無効等の入札)

第10条 郡山市建設工事等入札参加者心得第7条並びに実施要領第21条の規定に該当する入札は、無効とする。

2 総合評価方式の場合において、失格基準価格を下回った者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札は、失格とする。

(落札者の決定)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

2 施行令第167条の10第2項の規定を適用した場合（最低制限価格制度）は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

3 施行令第167条の10の2第1項の規定を適用した場合（総合評価方式）は、予定価格の制限の範囲内の価格で価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づきその者以外の者を落札者とする場合がある。この場合、調査を実施し判断するものとする。

4 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
(再度入札)

第12条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき、総合評価方式の場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の入札がないとき)は、再度の入札を行う。

2 再度の入札の入札期限及び開札日等については、初度の入札後、速やかに入札参加者に対し電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙入札の承認を得た入札参加者に対しては、ファクシミリ又は電話等により通知するものとする。

3 入札が無効又は失格になった者は、その後の再度の入札には参加できないものとする。
(契約の保証)

第13条 落札者は、この契約(請負代金額が300万円未満の工事、委託及び製造請負の場合を除く。)の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。

(契約保証金)

第14条 前条の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

(契約書等の提出)

第15条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約権者が指示する契約書に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに関係書類を添えて一定期間内に契約権者に提出しなければならない。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書及び関係書類を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第16条 入札をした者は、第5条第1項に規定する入札条件及び契約方法並びにこの心得について、不知を理由として異議を申し立てることはできない。

(要綱の遵守)

第17条 工事の一部を下請負に付する場合は、郡山市元請・下請関係適正化指導要綱(平成12年3月23日制定)を遵守しなければならない。

(見積等)

第18条 電子入札システムを利用して行う工事及び委託の見積及び見積合せについては、この心得の例による。

(補則)

第19条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について質問することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この心得は、平成31年4月1日から施行する。
(第1条の規定の適用)
- 2 第1条で規定する電子入札システムを利用して行う入札については、当分の間、除染に関する業務委託（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による汚染の除染に係る業務委託をいう。（除染に伴い発生した除去土壌等の搬出を含む。））を含めるものとする。
(第2条の規定の適用)
- 3 第2条で規定する入札参加者については、当分の間、除染に関する業務を行う中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体で、別に定める公告により入札参加資格が有ることを認められた者に限る。）を含めるものとする。

附 則

(施行期日)

この心得は、令和5年10月1日から施行する。